

【ご報告】平成29年1月25日掲載のお知らせについて（続報）

平成29年1月25日にお知らせした「[【重要】弊社社員がお客様から不正に金銭を詐取した事案について（お詫びとお願い）](#)」の続報について、報告いたします。

1. 被害に遭われたお客様について

発覚後直ちに同様の事案がないかを調査し、既に被害に遭われたお客様は判明しております。弊社から謝罪のうえ、補償のお申し出をさせていただきました。

2. 再発防止の取組

発覚後直ちに、社長を委員長とする再発防止委員会を設置し、次のような再発防止策を策定し、既に実施しています。

- 債務を減免するお客様に対しては、担当者以外の管理職から、不正な請求がないか電話確認する。
- お客様に通知する文書に「これ以上の請求はない」旨、記載する。
- お客様には副担当者をお知らせし、副担当者も電話対応させていただく。 等

今回の事件を真摯に受け止め、二度とこのようなことがないよう、社員一人ひとりが誠実、公正な行動を旨とし、お客様の信頼を取り戻すべく、全社一丸となって取り組んでまいります。

平成29年7月21日

株式会社住宅債権管理回収機構
代表取締役社長 大谷 秀逸